

都市・まちづくり課

**長野県告示第317号**

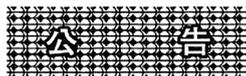
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
塩尻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
塩尻都市計画区域
- 3 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び塩尻市役所

都市・まちづくり課



**公告**

登録販売者試験を次のとおり実施します。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 試験日時  
令和3年9月9日（木） 午後0時30分から午後5時15分まで
- 2 試験場所

試験地区	試験会場	
佐久	長野県立武道館	(佐久市猿久保165- 1)
伊那	伊那商工会館	(伊那市中央4605- 8)
	J A南信会館	(伊那市狐島4381)
松本	松本市勤労者福祉センター	(松本市中央4- 7-26)
	松本市中央公民館	(松本市中央1-18- 1)
長野	J A長野県ビル	(長野市南長野北石堂町1177- 3)
	長野ターミナル会館	(長野市中御所岡田178- 2)

- 3 試験科目
  - (1) 薬事に関する法規と制度
  - (2) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
  - (3) 人体の働きと医薬品
  - (4) 主な医薬品とその作用
  - (5) 医薬品の適正使用と安全対策
- 4 受験手続
  - (1) 提出書類
    - ア 受験願書
    - イ 写真1枚（出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）
  - (2) 受験手数料  
15,300円（長野県収入証紙により納付してください。）

## (3) 受付期間

令和3年6月7日(月)から6月18日(金)までの土曜日及び日曜日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで(郵送による場合は、令和3年6月18日までの消印があるものに限って受け付けます。)

## (4) 受付場所

ア 次の表に掲げる保健福祉事務所、長野市保健所及び松本市保健所

名 称	所 在 地
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部65- 1
上田保健福祉事務所	上田市材木町1- 2- 6
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町2-678
木曾保健福祉事務所	木曾郡木曾町福島2757- 1
松本保健福祉事務所	松本市島立1020
大町保健福祉事務所	大町市大町1058- 2
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田98- 1
北信保健福祉事務所	飯山市静間1340- 1
長野市保健所	長野市若里6- 6- 1
松本市保健所	松本市島立1020

イ 長野県健康福祉部薬事管理課(県庁専用郵便番号380-8570、住所記載不要)

## (5) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

## (6) 注意事項

- ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。
- イ 受験願書提出後の試験地区の変更はできません。
- ウ 試験会場については、受験者が選択することはできません。
- エ 自然災害や感染症のまん延等により試験を中止する場合があります。

## 5 合格発表

令和3年10月15日(金)午前9時に長野県内の保健福祉事務所、長野市保健所及び松本市保健所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者にはその旨を通知します。

## 6 その他

- (1) 受験願書に記載していただく個人情報、登録販売者試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用等を行うことはありません。
- (2) この試験についての問い合わせは、長野県健康福祉部薬事管理課、長野県内の保健福祉事務所、長野市保健所又は松本市保健所に行ってください。

薬事管理課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年5月17日

長野県知事 阿 部 守 一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

あぐりモールふじみ

諏訪郡富士見町落合字南原山9984-1025 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

信州諏訪農業協同組合

諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841番

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)しまむら	北島 常好	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2番地1
(有)今井書店	高村 善明	茅野市仲町4-1
(有)藤澤薬局	藤澤 俊介	諏訪郡富士見町富士見3586
(株)メガネのナガタ	永田 滋弘	諏訪市四賀2323
小池 一紀		諏訪郡富士見町境11411-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)しまむら	鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号
(株)長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1
(有)今井書店	高村 善明	茅野市仲町4-1
(有)藤澤薬局	藤澤 俊介	諏訪郡富士見町富士見3586
(株)メガネのナガタ	永田 滋弘	諏訪市四賀2323
小池 一紀		諏訪郡富士見町境11411-1

4 変更した年月日

令和2年2月21日ほか

5 届出年月日

令和3年4月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年5月17日から令和3年9月17日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

めぐりモールピア

茅野市豊平3055- 1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

信州諏訪農業協同組合

諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841番

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
信州諏訪農業協同組合	小松 八郎	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841番
(有)フジモリ薬局	藤森 憲司	茅野市宮川4532
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
信州諏訪農業協同組合	小松 八郎	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841番
(有)フジモリ薬局	藤森 憲司	茅野市宮川4532
(株)長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

## 4 変更した年月日

令和3年3月26日

## 5 届出年月日

令和3年4月22日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和3年5月17日から令和3年9月17日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープ宮田店

上伊那郡宮田村3328番地ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

上伊那農業協同組合

伊那市大字伊那部4291番地

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
上伊那農業協同組合	御子柴 茂樹	伊那市大字伊那部4291番地
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
上伊那農業協同組合	御子柴 茂樹	伊那市大字伊那部4291番地
(株)長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

- 4 変更した年月日  
令和3年3月26日
- 5 届出年月日  
令和3年4月22日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課又は上伊那地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和3年5月17日から令和3年9月17日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業政策課又は上伊那地域振興局商工観光課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
A・コープ ファーマーズ サン・ライフ店  
茅野市玉川神之原2802-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
信州諏訪農業協同組合  
諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841番
- 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

- 4 変更した年月日  
令和3年3月26日

- 5 届出年月日  
令和3年4月22日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和3年5月17日から令和3年9月17日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
JA信州うえだ国分産業団地  
上田市国分80番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
信州うえだ農業協同組合  
上田市大手二丁目7-10  
全国農業協同組合連合会  
東京都千代田区大手町1-3-1  
株式会社モリキ  
飯山市南町13番地3  
三菱UFJリース株式会社  
東京都千代田区丸の内1-5-1 新丸の内ビルディング  
ダイワロイヤル株式会社  
東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号

### 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
信州うえだ農業協同組合	眞島 実	上田市大手二丁目7-10
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2番地1
株式会社モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13番地3
株式会社ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717番地1
株式会社シューマート	岡宮 芳和	長野市川中島町今井384番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
信州うえだ農業協同組合	眞島 実	上田市大手二丁目7-10
(株)長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

株式会社モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13番地 3
株式会社ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717番地 1
株式会社シューマート	岡宮 芳和	長野市川中島町今井384番地

- 4 変更した年月日  
令和3年3月26日
- 5 届出年月日  
令和3年4月22日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課又は上田地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和3年5月17日から令和3年9月17日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業政策課又は上田地域振興局商工観光課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
JA木曾総合施設  
木曾郡木曾町福島2872番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
木曾農業協同組合  
木曾郡木曾町福島3807- 1
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
木曾農業協同組合	田屋 万芳	木曾郡木曾町福島3807- 1
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2番地 1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
木曾農業協同組合	田屋 万芳	木曾郡木曾町福島3807- 1
(株)長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地 1

- 4 変更した年月日  
令和3年3月26日
- 5 届出年月日  
令和3年4月22日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課又は木曾地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和3年5月17日から令和3年9月17日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は木曾地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム大町店

大町市常盤字南松原4484番地1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

## 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	高家 正行	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	高家 正行	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
(株)長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

## 4 変更した年月日

令和3年3月26日

## 5 届出年月日

令和3年4月22日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は北アルプス地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和3年5月17日から令和3年9月17日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は北アルプス地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
北信州みゆきコミュニティタウン  
飯山市大字常盤字久保通り 7466番地 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
ながの農業協同組合  
長野市大字中御所字岡田131番地14

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ながの農業協同組合	宮澤 清志	長野市大字中御所字岡田131番地14
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ながの農業協同組合	宮澤 清志	長野市大字中御所字岡田131番地14
(株)長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

- 4 変更した年月日  
令和3年3月26日
- 5 届出年月日  
令和3年4月22日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課又は北信地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和3年5月17日から令和3年9月17日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業政策課又は北信地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アグリまっしろ  
長野市松代町西寺尾字町裏1450 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合

長野市篠ノ井布施高田961- 2

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	神農 佳人	長野市篠ノ井布施高田961- 2
株式会社モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13- 3
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	神農 佳人	長野市篠ノ井布施高田961- 2
株式会社モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13- 3
(株)長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

## 4 変更した年月日

令和3年3月26日

## 5 届出年月日

令和3年4月22日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和3年5月17日から令和3年9月17日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アグリしののいA区画

長野市篠ノ井布施五明587番地ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合

長野市篠ノ井布施高田961- 2

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	神農 佳人	長野市篠ノ井布施高田961- 2
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	神農 佳人	長野市篠ノ井布施高田961- 2
(株)長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

- 4 変更した年月日  
令和3年3月26日
- 5 届出年月日  
令和3年4月22日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和3年5月17日から令和3年9月17日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アグリ南長野  
長野市水沢上庭3街区1区画地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
グリーン長野農業協同組合  
長野市篠ノ井布施高田961- 2  
三菱UFJリース株式会社  
東京都千代田区丸の内1-5-1  
新丸の内ビルディング
- 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2番地1
株式会社ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1
株式会社ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717番地1

## 4 変更した年月日

令和3年3月26日

## 5 届出年月日

令和3年4月22日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和3年5月17日から令和3年9月17日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープあんず店

千曲市大字雨宮317ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ながの農業協同組合

長野市大字中御所字岡田131番地14

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2番地1
株式会社米音	山本 茂	千曲市大字稲荷山1782-84
株式会社伊勢屋薬局	飯島 優子	千曲市大字稲荷山836

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1
株式会社米音	山本 茂	千曲市大字稲荷山1782-84
株式会社伊勢屋薬局	飯島 崇	千曲市大字稲荷山836

## 4 変更した年月日

令和3年3月26日ほか

- 5 届出年月日  
令和3年4月22日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和3年5月17日から令和3年9月17日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
A・コープファーマーズびんぐし店  
埴科郡坂城町大字上五明字久保田610 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
ながの農業協同組合  
長野市大字中御所字岡田131番地14  
株式会社モリキ  
飯山市南町13番地3

### 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
㈱長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2番地1
株式会社モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13番地3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
㈱長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1
株式会社モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13番地3

- 4 変更した年月日  
令和3年3月26日
- 5 届出年月日  
令和3年4月22日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和3年5月17日から令和3年9月17日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、塩尻市役所において縦覧に供します。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

農業振興地域名	変更区域	変更面積 (ha)	
		増	減
塩尻	塩尻市野村桔梗ヶ原地区	—	13

農業政策課

## 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可しました。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 組合の名称  
塩尻市野村桔梗ヶ原土地区画整理組合
- 事業施行期間  
令和3年5月17日から令和7年9月30日まで
- 施行地区  
塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原の一部、桔梗原の一部
- 事務所の所在地  
塩尻市大字広丘原新田215番地12
- 設立認可の年月日  
令和3年5月17日
- 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 公告の方法  
塩尻市役所の掲示板に掲示する

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称  
岡谷都市計画用途地域
- 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び岡谷市役所

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和3年5月17日

長野県長野建設事務所長 吉川達也

## 1 (1) 許可番号

令和3年4月9日 長野県長野建設事務所指令2長建第55-24号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字中松字古宮420-2、420-10

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市西尾張部755-8 アレイ桜A103

照井将太

## 2 (1) 許可番号

令和2年10月15日 長野県指令2都第29-3号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字都住字流之末2490、2491-1

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中野市大字安源寺577-2

株式会社永井本店 代表取締役 永井政幸

都市・まちづくり課

## 公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。

令和3年5月17日

長野県公安委員会

## 1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務

## 2 講習の対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

(1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

## 3 講習の実施期日及び場所

## (1) 実施期日

実施期日	時間
令和3年9月2日(木)から令和3年9月9日(木)まで(土曜日、日曜日を除く。)の6日間	午前9時30分から午後5時まで

(注) 講習の受付時間は、令和3年9月2日(木)午前9時5分から午前9時20分までです。

## (2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TOIGO WEST 3階

長野市生涯学習センター

## 4 受講定員

10名

## 5 受講の手續

## (1) 事前申込み

## ア 事前申込みの方法

(ア) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

## イ 電話受付日

令和3年6月14日(月)

## ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

## (2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

オ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

カ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合には、本人からの委任状

## (3) 提出期間

## ア 提出期間

令和3年7月12日(月)から令和3年7月16日(金)まで

## イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

## (4) 講習手数料

講習手数料(38,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

## 6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話026-233-0110内線3032)に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。

令和3年5月17日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実 施 期 日	時 間
令和3年9月7日（火）から令和3年9月9日（木）までの3日間	午前9時30分から午後5時まで（令和3年9月7日（火）は、午後1時10分から午後5時まで）

（注）講習の受付時間は、令和3年9月7日（火）午後0時40分から午後1時までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀間御所町1271番地3 TOiGO WEST 3階  
長野市生涯学習センター

4 受講定員

5名

5 受講の手續

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

- (ア) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話026-233-0108）に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。
- (イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。
- (ウ) 電話1本につき1人の受付とします。
- (エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和3年6月15日（火）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

イ 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

ウ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

エ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

オ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

カ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

キ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合には、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和3年7月12日(月)から令和3年7月16日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(4) 講習手数料

講習手数料(14,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、この講習に係る修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話026-233-0110内線3032)に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年5月17日

長野県警察本部長 安田浩己

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

通信指令システム機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで(債務負担行為設定済)

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)の「その他の契約」の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び修理等)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時まで

に2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

[https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019\\_2020\\_sankashikaku.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019_2020_sankashikaku.html)

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県警察本部地域部通信指令課

電話 026 (233) 0110 内線 3612

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年6月29日(火) 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和3年6月28日(月) 午後5時

イ 提出場所 長野県警察本部専用郵便番号 380-8510

長野県警察本部地域部通信指令課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める事項について説明した書類を、令和3年6月10日(木)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内であって、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

A set of Communications command system

(2) Lease Duration:

From March 1, 2022 until February 28, 2027

(3) Delivery places:

As mentioned in the tender description and specification

(4) Contact place for information about the tender;

Description/conditions/and other inquiries:

Communications Instruction Division, Community Department, Nagano Prefectural Police Headquarters

692-2, Habashita, Minaminagano, Nagano City

TEL: 026-233-0110 Ext. 3612

## (5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 1:30 p.m., June 29, 2021

Place: Bid Room, Nagano Prefectural Government West annex

## (6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00 p.m., June 28, 2021

Place: Communications Instruction Division, Community Department, Nagano Prefectural Police Headquarters

380-8510 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Police Headquarters)

通信指令課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年5月17日

長野県警察本部長 安田 浩 己

## 1 入札に付する事項

## (1) 借入をする物品等及び数量

通信指令システム大型表示装置及び周辺機器一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

令和4年3月1日から令和11年2月28日まで(債務負担行為設定済)

## (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

## (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)の「その他の契約」の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び修理等)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

## (1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

[https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019\\_2020\\_sankashikaku.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019_2020_sankashikaku.html)

## (2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

## (3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026(235)7079

## 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県警察本部地域部通信指令課  
電話 026 (233) 0110 内線 3612

## 5 入札手続等

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年6月30日(水) 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

### (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和3年6月29日(火) 午後5時

イ 提出場所 長野県警察本部専用郵便番号 380-8510

長野県警察本部地域部通信指令課

### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める事項について説明した書類を、令和3年6月10日(木)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

### (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内であって、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定します。

## 6 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

## 7 Summary

### (1) Nature and quantity of the products to be leased:

Large-scale digital communication command system

### (2) Lease Duration:

From March 1, 2022 until February 28, 2029

### (3) Delivery places:

As mentioned in the tender description and specification

### (4) Contact place for information about the tender;

Description/conditions/and other inquiries:

Communications Instruction Division, Community Department, Nagano Prefectural Police Headquarters

692-2, Habashita, Minaminagano, Nagano City

TEL: 026-233-0110 Ext. 3612

### (5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 1:30 p.m., June 30, 2021

Place: Bid Room, Nagano Prefectural government West annex

### (6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00 p.m., June 29, 2021

Place: Communications Instruction Division, Community Department, Nagano Prefectural Police Headquarters

380-8510 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Police Headquarters)

通信指令課

## 公告

令和3年4月28日において委嘱している長野県労働委員会あっせん員候補者は次のとおりです。

令和3年5月17日

長野県労働委員会会長 徳竹初男

長野県労働委員会あっせん員候補者

氏名	経歴・現職	委嘱年月日
徳竹初男	長野県労働委員会会長 弁護士	平成26年4月21日
北川和彦	長野県労働委員会会長代理 弁護士	平成30年4月23日
松岡英子	長野県労働委員会委員 国立大学法人信州大学名誉教授	平成20年4月21日
武永暁代	長野県労働委員会委員 学校法人立教学院立教大学法学部准教授	平成30年4月23日
金子肇	長野県労働委員会委員 弁護士	令和2年4月30日
大矢美奈子	長野県労働委員会委員 長野県医療労働組合連合会副執行委員長	平成26年4月21日
斉藤直子	長野県労働委員会委員 U Aゼンセン長野県支部支部長	平成30年11月28日
西澤忠司	長野県労働委員会委員 自治労長野県本部中央執行委員長	令和元年8月28日
根橋美津人	長野県労働委員会委員 日本労働組合総連合会長野県連合会会長	令和2年4月30日
相澤健弘	長野県労働委員会委員 電機連合長野地方協議会議長	令和2年4月30日
水本正俊	長野県労働委員会委員 一般社団法人長野県経営者協会専務理事	平成23年5月25日
田中幸一	長野県労働委員会委員 株式会社田中機器製作所代表取締役社長	平成24年10月24日
清水光朗	長野県労働委員会委員 カシヨ株式会社代表取締役会長	平成26年4月21日
榊原剛	長野県労働委員会委員 元株式会社マルイチ産商顧問	平成30年4月23日
百瀬真希	長野県労働委員会委員 株式会社みやま代表取締役社長	令和2年4月30日
上田穂積	長野県東信労政事務所長	令和3年4月28日
伊藤和之	長野県南信労政事務所長	令和3年4月28日
堀内光雄	長野県中信労政事務所長	令和3年4月28日
青木隆	長野県参事兼北信労政事務所長	令和3年4月28日
丸山賢治	長野県労働委員会事務局長	令和3年4月28日
小林裕之	長野県労働委員会事務局次長	令和元年8月28日

労働委員会事務局